

平成26年西尾市監査委員公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成26年10月28日

西尾市監査委員 手嶋英夫
西尾市監査委員 長谷川敏廣

第1 請求文

1 措置請求書

西尾市職員措置請求書

平成26年9月4日

西尾市監査委員 手嶋英夫 殿
同 長谷川敏廣 殿

請求の要旨

平成25年度の消防団活動において、年度中に1回しか活動実績のない団員が平成26年4月1日付けで班長に昇進した。

これに伴い、当該団員が平成26年5月に1回だけ活動したことにより、班長としての年間報酬57,400円が支給されることが確定した。

当該団員が一般団員のままであれば、年間報酬が54,500円で済むが、理不尽な昇進に伴い、市民の受ける損害は、2,900円増えることになった。

そこで、西尾市長に対して、次の措置をとることを請求する。

1. 理不尽に昇進させた団員への班長昇進を取り消すこと。
2. 上記のような事態の再発防止のため、
 - ①消防団員の公平・公正・公明な昇進基準を制定すること。
 - ②消防団員昇進候補者に対する、市としての、公平・公正・公明な審査・承認の仕組みを整備すること。

請求の理由

この請求は、「西尾市消防団員の昇進に関する問題の是正」を求めるものである。

即ち、一色消防団中部分団「●●●●」は、平成24年に入団し、その年度の活動回数は

わずか27回と、勤務実績は極めて悪いものであった。その内容は、全分団員に発せられたと思われる動員81回に対して、当該団員はわずか27回（出勤率33%）出勤したのみであり、さらに本番たる緊急動員（火災、台風時防潮扉開閉）13回に対して、半分以下の4回（31%）しか出勤しておらず、消防団員としての責務を果たしていないことは明白である。（別紙-1）

しかるに、西尾市消防団条例第7条（別紙-2）に基づいて免職されることもなく平成25年度も在職したが、その年間活動回数はたったの1回のみ。それも、平成25年4月7日の「入退団式（3時間）」のみで、まさに消防団員として失格であることは言うまでもない。（別紙-3）

そんな事実とは全く関係なく、平成26年度には理不尽にも班長に昇進して在籍し続けている。（別紙-4）ところが、その平成26年度の活動実績は、5月29日の「分団訓練」に参加したのみで、7月末までその他の活動実績は全くない。（別紙-5）

あまつさえ、その1回だけの活動実績で、班長としての第1四半期分の報酬14,350円が支給され、またその年間支給も保証されている。（別紙-6）

たとえ消防団員といえども、その身分は市の職員＝公務員である。その公務員に対して「勤務実績の極めて悪い団員」を免職しないこと自体が市条例に違反するが、更にそれへ上乘せする形で、理不尽な昇進をさせるなど言語道断である。

更に、本来このような消防団を「指導、統制、管理」すべきはずの消防本部にその能力がないのか、全く何もしていないことが、このような事態を招いた根源であることは間違いない。

そこで、西尾市長に対して、請求の要旨の通り、次の措置を取ることを請求する。

1. 理不尽に昇進させた一色消防団中部分団「●●●●」の班長への昇進を取消し、既に支給した平成26年度第1四半期分の班長としての報酬14,350円と一般団員としての13,625円との差額725円を返還させること。
2. 上記のような事態の再発防止のため
 - ①公平・公正・公明な「消防団員の昇進基準」を制定すること。
 - ②消防団員昇進候補者に対する、市としての、公平・公正・公明な審査・承認の仕組みを整備すること。

尚、この請求に先立つ、平成26年度「西監第58号」の監査の結果で、当該団員が、平成26年8月28日以降に免職されるか、当該団員の報酬支給が差し止めになったとしても、それにより「理不尽な昇進の事実」が消えるものではなく、この件に対する監査の結論に影響を及ぼすべきではないことを付言しておく。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求する。

請求者

住所 ●●●●●●●●●●

職業 ●●●●

氏名 ●●●●

(措置請求書は、原文のまま登載した。)

2 事実証明書

- ・H24・H25・H26 消防団活動報告集計表
- ・西尾市消防団条例
- ・公文書一部開示決定通知書
- ・当該団員の消防団員名簿
- ・決裁写し（平成 25 年 7 月 1 日付西尾市消防団員報酬及び費用弁償の支給について）

第2 監査の結果

前記の監査請求について監査した結果を、別紙のとおり請求人に通知した。

請求人 ●●●● 様

西尾市監査委員 手 嶋 英 夫
西尾市監査委員 長 谷 川 敏 廣

西尾市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

平成26年9月4日付けをもって提出のあった地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求(以下「本件請求」という。)について、監査結果は下記のとおりであるので、同条第4項の規定により通知する。

記

第1 請求の受付

1 請求の要旨

(1) 主張する事実

平成25年度の消防団活動において、年度中に1回しか活動実績のない団員(以下「当該団員」という。)が平成26年4月1日付けで班長に昇進した。これに伴い、当該団員が平成26年5月に1回だけ活動したことにより、班長としての年間報酬57,400円が支給されることが確定した。

当該団員が一般団員のままであれば、年間報酬54,500円で済むが、理不尽な昇進に伴い、市民の受ける損害は、2,900円増えることになった。

(2) 違法又は不当とする理由

勤務実績が極めて悪いにもかかわらず、西尾市消防団条例(以下「条例」という。)第7条に基づいて免職されることなく、班長に昇進し在職し続けている。

(3) 求める措置

西尾市長に対し、理不尽に昇進させた当該団員の班長への昇進を取消し、既に支給した平成26年度第1四半期分の班長としての報酬14,350円と一般団員としての報酬13,625円との差額725円を返還させること。

また、このような事態の再発防止のため、公平、公正、公明な「消防団員の昇進基準」を制定すること及び消防団員昇進候補者に対する、市としての、公正、公平、公明な審査・承認の仕組みを整備すること。

(4) 提出された事実証明書

- ・ H24・H25・H26 消防団活動報告集計表
- ・ 西尾市消防団条例
- ・ 公文書一部開示決定通知書
- ・ 当該団員の消防団員名簿
- ・ 決裁写し(平成25年7月1日付西尾市消防団員報酬及び費用弁償の支給について)

2 請求の受理

本件請求は、平成 26 年 9 月 4 日付けで提出され、監査委員が求めた補正項目に関し、同年同月 9 日に請求人により補正がなされた。その結果、本件請求は法第 242 条第 1 項及び第 2 項の所定の要件を具備しているものと認められたので、同日付けで受理した。

第 2 監査の実施

1 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づく陳述については、請求人から辞退の申し出があったため行わなかった。

また、請求人からの新たな証拠の提出もなかった。

2 監査対象事項

当該団員を班長に任命した実態を監査対象事項とした。

3 監査対象部課

消防団関連事業を所管する消防本部総務課を監査対象部課とした。

4 関係職員の調査

平成 26 年 10 月 6 日、西尾市役所 4 階会議室において、消防長、消防次長兼総務課長、消防本部総務課主幹、課長補佐及び主査から当該団員を班長に任命することを承認した経緯について事情聴取した。

また、同年同月 8 日、西尾市一色消防団一色中部分団詰所において、一色消防団団長及び一色中部分団分団長から当該団員を班長に任命した経緯について事情聴取した。

一方、消防本部総務課に対し、関係書類の提出を求め調査を実施した。

第 3 監査の結果

監査対象事項について調査した結果は、次のとおりである。

1 消防団員の任命について

条例第 5 条では、「団長以外の団員は、市長の承認を得て団長が任命する」となっている。

2 当該団員を班長に任命した経緯について

団長が当該団員の事情を熟知している分団長と協議し、さらに本人の意思を確認した上で団長の判断により、当該団員を班長に任命した実態であった。

3 任命権者の裁量権について

平成 26 年 9 月 26 日付西監第 58 号で通知したとおり、任命権者の判断が、社会通念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして、違法とならないというものである。

第 4 監査委員の判断

団長が当該団員を班長に任命した行為は、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用したとは認められない。

第5 結 論

以上のことから、請求人の主張には理由がないものと認め本件請求を棄却する。